減損の兆候が認められた固定資産に関する事項

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：百万円）

減損の兆候が認められた固定資産	用　途	場　　所	種　類	帳簿価額（H25年度末帳簿価額）	
宮山外国人教師宿舎Ａ棟	教職員宿舎	大阪府豊中市宮山町	建物	3	
			附属設備	0	計　3
宮山外国人教師宿舎Ｂ棟	教職員宿舎	大阪府豊中市宮山町	建物	3	
			附属設備	0	
			構築物	0	計　3
桜の町宿舎	教職員宿舎	大阪府豊中市桜の町	建物	22	
			附属設備	0	
			構築物	1	計　24

⑵　認められた減損の兆候の概要

当該固定資産における稼働率が50％以上低下しているため、減損の兆候が認められております。

⑶　減損の兆候の有無に際して複数の固定資産を一体として判定した場合における当該施設の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと判定した理由

宮山外国人教師宿舎Ａ棟については、建物、及びガス設備等からなり、これらは建物と補完的な関係を有する建物附属設備であるため、一体としてそのサービスを提供するものと判定しております。

宮山外国人教師宿舎Ｂ棟については、建物、ガス設備及び土留等からなり、これらは建物と補完的な関係を有する建物附属設備及び構築物であるため、一体としてそのサービスを提供するものと判定しております。

桜の町宿舎については、建物、消火設備及び土留等からなり、これらは建物と補完的な関係を有する建物附属設備及び構築物であるため、一体としてそのサービスを提供するものと判定しております。

⑷　減損の認識に至らなかった理由

宮山外国人教師宿舎Ａ棟、宮山外国人教師宿舎Ｂ棟及び桜の町宿舎については、採用者等の入居が見込まれており、その使用目的に従った機能を現に有しているため、減損の認識には至らなかったものであります。

減損の兆候（用途変更の決定）が認められた固定資産に関する事項

⑴　用途変更の決定を行った固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：百万円）

用途変更の決定を行った固定資産	用　途	場　　所	種　類	用途変更の日における帳簿価額
職員会館	教職員宿舎	箕面市粟生間谷東	建物	7

⑵　用途変更日

平成26年３月31日

⑶　用途変更の決定を行った経緯及び理由

職員会館は、本学の教職員用宿泊施設として保有し、教職員の福利厚生に資する役割を有しておりますが、利用者数が年々減少しており、広報活動を強化する等の方策を行ってきましたが、ほとんど効果がない状況となっております。

このことから施設の有効活用を目的として、以後は学内共有スペースに利用するため用途変更の決定を行っております。

⑷　回収可能サービス価額及び減損額の見込額

用途変更日における帳簿価額７百万円、回収可能サービス価額７百万円

上記の用途変更は使用価値を減じるものではないため、減損額の見込みはありません。

（注６）　利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するものは、以下のとおりであります。

⑴　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	43,527百万円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	16,050百万円
利益剰余金に与える影響額（差引き）	27,477百万円

⑵　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が、二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計　1,527百万円

⑶　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　604百万円

⑷　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　696百万円

30,305百万円

損　益　計　算　書

（平成25年４月１日～平成26年３月31日）　（単位：百万円）

経常費用		
業務費		
教育経費		6,313
研究経費		22,351
診療経費		
材料費	13,843	
委託費	3,398	
設備関係費	5,100	
研修費	6	
経費	1,673	24,022
教育研究支援経費		3,007
受託研究費		13,203
受託事業費		710
役員人件費		206